

木の文化を支える森について

～国有林における「協定締結による国民参加の森林づくり」～

1 趣旨

林野庁では、自ら森林づくりを体験したい、森林づくりを通じて社会貢献をしたい、森林の役割を学ぶ森林教室を行いたいなどのニーズに応えるため、このような活動を行おうとする民間団体等が継続的に国有林を活用できるしくみを定め、協定締結による国民参加の森林づくりを推進しています。

このうち「木の文化を支える森」タイプは、木の文化の継承に貢献することを目的に、歴史的な木造建築物の修理、特定の樹材種に依存している工芸品・祭礼行事等に必要となる資材を確保するための森林整備・保全活動を行う場として国有林を利用いただくものです。

2 実施主体

原則として次に掲げる者から構成される協議会

- (1) 地方公共団体
- (2) 対象とする木の文化の所有者、管理者等
- (3) 森林整備等の普及に関する活動を行う民間団体
- (4) その他趣旨に賛同する者

3 主な要件等

- ・森林管理署長等と実施主体との間で、目的、活動内容等に関する協定を締結。期間は5年以内とし更新可能。
- ・活動に要する経費は、実施主体が負担（国有林の使用は無償）。
- ・森林管理署長等は、活動計画の策定や実施に当たり助言、技術指導。
- ・実施主体は、立木竹の所有権などの権利を有しない。